

社会福祉法人かだん 役員報酬規程

第1条（趣旨）

この規程は、社会福祉法人かだん（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

第2条（報酬等の支給）

役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）理事長他常勤理事（以下「常勤役員等」という）については、報酬（地域加算含む）、賞与及び退職金を支給する。
 - （2）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として9年以上従事し、且つ、円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

第3条（常勤役員等の報酬等の算定方法）

常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額
- （2）賞与については、別表2に定める額
- （3）退職金については、共済法に基づく退職手当金の額
- （4）通勤手当については、社会福祉法人給与規程の規定に準ずる額

第4条（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表3に定める額
- （2）非常勤役員等が職務のため出張したとき（役員会を含む）は、交通費として一律1000円を支給する。

第5条（当法人職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

第6条（報酬等の支給方法）

常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）報酬の支給日は毎月15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、又は祝祭日にあたる時は、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日、又は祝祭日でない日を支給日とする。

（2）賞与は、7月1日、および12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員等に対して、それぞれ基準日の属する月の内に支給する。

（3）退職金については、退任、解任、又は死亡により退職した後、共済金の支給から10日以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

第7条（公表）

当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第8条（改廃）

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第9条（補則）

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和2年3月26日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	役員報酬額
理事長	月額 0円
常務理事	月額 0円

別表2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	0円
12月の賞与	0円

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

業 務	報酬の額
評議員会の出席他、法人及び施設業務のための出勤	日額 4,000円

(2) 理事

業 務	報酬の額
理事会等への出席他、法人及び施設業務のための出勤	日額 4,000円

(3) 監事

業 務	報酬の額
理事会・評議員会等への出席他、法人及び施設業務並びに監査のための出勤	日額 4,000円

(4) 評議員選任・解任委員

業 務	報酬の額
評議員会の出席他、法人及び施設業務のための出勤	日額 4,000円

※職員には、支給しない。